



## マイナンバーカード取得促進キャンペーン

町民課 町民係 ☎(232)4914

マイナンバーカード普及促進のため、取得促進キャンペーンを実施します。ぜひこの機会をご利用ください。

- 実施期間 2月15日(火)～18日(金)
- 受付時間 午前9時～午後4時 ※午前11時～午後0時30分を除く
- 場所 光の森市民センター(キャロップア)確定申告会場内

### マイナンバーカードとは

顔写真付きのICチップが入ったカードで、表面には氏名、住所、生年月日、性別が、裏面にはマイナンバー(個人番号)が記載されています。

### マイナンバーカードの活用

- ・マイナンバーを証明する書類として
- ・公的な身分証明書として
- ・コンビニで住民票などの取得
- ・インターネットで確定申告するなど、各種行政手続きのオンライン申請

申請方法	顔写真を持参(縦4.5cm×横3.5cm)	職員による写真撮影
所要時間	5分～10分程度	30分程度
持参物	<b>①身分証明書(公的機関の証明に限る)</b> { 写真付き2点(運転免許証+パスポート、住基カードなど) { 写真付き1点+写真なし1点(運転免許証+健康保険証、年金手帳など) { 写真なし2点(健康保険証+年金手帳、医療受給者証、預金通帳など) <b>②通知カード</b> <b>③個人番号カード交付申請書(通知カードと一体で送られてきたもの)</b> ※②③をお持ちでない場合も受け付けはできます。	
受取までの期間	1カ月～2カ月	
受取方法	菊陽町役場での受け取り、または「本人限定受取郵便」で自宅で受け取り	



## 町営住宅入居者を募集します

建設課 管理係 ☎(232)2115

### 受付期間

2月18日(金)～3月4日(金)  
午前8時30分～午後5時15分  
※(土)(祝)を除く

### 公開抽選会日時

3月23日(水) 午前10時

※抽選は町職員が行います

### 公開抽選会場

防災センター1階 防災研修室①

### 入居時期

4月中旬頃

### 申込資格

- 次の全てを満たす人
- ①町内に住所または勤務先がある人
- ②市町村税などの滞納がない人
- ③同居しようとする親族がある人(原則1人では入居できませんが、条件によっては入居できます)
- ④世帯の収入が収入基準内であること
- ⑤現に住宅に困窮していることが明らかであること
- ⑥世帯に暴力団員がいないこと

### 必要書類

- ①町営住宅入居申込書(建設課にあります)

### 建設課 管理係 ☎(232)2115

### ②住民票謄本(入居予定者全員分の本籍、続柄、マイナンバー)

### ③入居予定者全員分の所得がわかる書類(令和3年度市町村県民税(所得・課税)証明書)

### ④滞納のない証明書

### ⑤その他証明書(婚姻証明書、障害者手帳などの写し)

### 申込方法

- 必要書類などをそろえて、建設課管理係へ直接提出してください。(西部支所では申し込めませんが)
- 入居決定後の手続き  
入居決定後、原則として10日以内(町が指定する日まで)に、次の手続きをしてください。
- ①敷金(家賃3カ月分相当額)の納付
- ②町が適当と認める連帯保証人1人が連署した請書(契約書)などの提出

※正当な理由がなく、右記期間内に入居の手続きをしない場合、入居決定を取り消します。  
※詳しくはお問い合わせください。

### マイナンバーカードをお持ちの人へ

## 新たなマイナポイントの付与が始まります



マイナンバーカードの新規取得者と既取得者でマイナポイント未申込者が対象です。

今後、マイナンバーカードを健康保険証としての利用に申し込んだ人(既に申込済も含む)に7,500円相当のポイント、公金受取口座の登録をした人(口座登録手続は今後開始予定)に7,500円相当のポイントが付く予定です。上記のポイント付与の開始時期などは、決定次第お知らせします。

### マイナポイント利用のイメージ

マイナポイント申込で好きな決済サービスをお選びください

スマホやパソコン、マイナポイント手続きスポットから申込ができます。

※マイナポイント申込の前にマイナポイントの予約を行ってください。

最新の情報は 総務省ホームページから

チャージ or お買い物\*でポイントをGET!

利用金額の25%分のポイント(上限5千円分)がもらえます。

※マイナポイント申込で選択した決済サービスでのチャージ or お買物がポイントの付与対象です。  
※ポイント付与のタイミングは、選択した決済サービスによって異なります。

ポイントを利用してお買い物

いつもの店で買い物に利用できます。

■問い合わせ  
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178  
総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

### 収入基準

	原則階層	裁量階層
収入月額	158,000円以下	214,000円以下

※裁量階層：身体障がい者や小学校未就学児がいる場合、全員が60歳以上の場合など

### ○収入の算出方法

収入(月額) = (入居しようとする世帯全員の年間総所得金額 - 控除額) ÷ 12カ月

### ○控除額

- ①同居者控除(38万円)
- ②(非同居者)扶養控除(38万円)
- ③老人扶養控除(10万円)
- ④特定扶養親族控除(25万円)
- ⑤一般障害者控除(27万円)
- ⑥特別障害者控除(40万円)
- ⑦寡婦・寡夫控除(27万円以内)

### 募集する町営住宅

住宅名	部屋番号	所在地	間取	面積 ㎡	月額家賃	建設 年度	構造	学校区
下原	A棟 7号	久保田2716番地3	3LDK	79.3	24,700～ 48,500	H10	木造2階建	菊陽中部小学校 菊陽中学校